

## 企業買収にあたっての SPC の利用

Issue 104, December 2017

### In brief

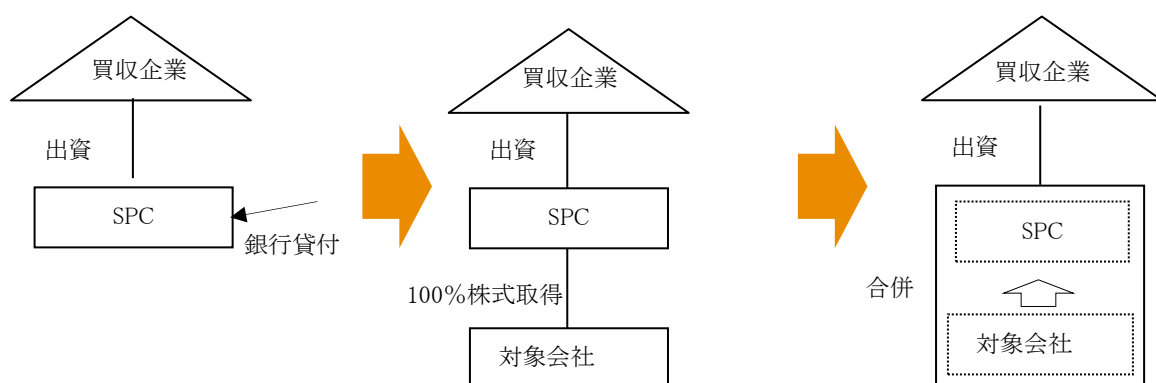
企業買収にあたっては、買収会社が対象会社(被買収会社)を買収するにあたり、買収目的会社 SPC (Special Purpose Company)を利用して、出資と金融機関等からの借入により買収資金を調達するケースがよくみられます。しかし、実務上、当該 SPC の存在により想定外の税務上の影響が生じる場合があります。本ニュースレターでは、買収目的会社 SPC の利用に関する税務上の主要な留意点を紹介いたします。

### In detail

買収目的会社 SPC を利用して対象会社を買収して、その後、SPC と対象会社を合併するスキームを例として税務上の主要な留意点を紹介いたします。

(想定スキーム)

1. 買収企業が SPC を設立し買収資金を出資と銀行による貸付で投入する。
2. SPC が対象会社の株式を 100%取得する。
3. SPC と対象会社が合併する。(SPC が合併存続法人、対象会社が被合併法人)



SPCとしての税務上の主要な留意点として以下が挙げられます。

- ① SPCの資本金額の設定について
- ② SPCとして対象会社株式の取得価額に含める費用について
- ③ SPCと対象会社の適格合併に伴う繰越欠損金の制限と特定資産譲渡等損失の制限について
- ④ SPCが欠損等法人に該当する場合について

#### ① SPCの資本金額の設定について

SPCが株式会社である前提とすると、会社法上、少なくとも、出資額の50%以上は資本金に組み入れる必要があります。ここでSPCの事業年度期末を跨いで対象会社と合併などする場合、SPCの期末事業年度における資本金額には留意が必要となります。場合によっては無償減資などを検討することが推奨されます。具体的には、下記の点が資本金額の影響を受けることとなります。

- ✓ SPCに対する外形標準課税の適用・・・SPCは買収目的のみで設立されるとすれば、買収関連の弁護士費用、銀行ローン手数料等の費用のみが発生して税務上は欠損ポジションの会社であることが想定されますが、期末時点で資本金が1億円超の場合、外形標準課税が適用されることになり<sup>1</sup>、資本割は欠損ポジションの会社であっても課される可能性が生じることとなりますので留意が必要となります。資本割の持株会社特例は別途検討の必要があります。
- ✓ 対象会社の中小法人ステータスの不適用・・・対象会社の資本金が1億円以下で税務上中小法人等のステータスで軽減税率の適用、特定同族会社の留保金課税の不適用等一定の税法上の優遇制度の適用があったとしても、仮にSPCが対象会社の100%株主となり、対象会社の事業年度末時点においてSPCの資本金が5億円以上の場合には、対象会社は中小法人等のステータスではなくなりますので<sup>2</sup>留意が必要となります。
- ✓ (参考)SPCの会社法監査の適用・・・税法の論点ではありませんが、SPCの事業年度末時点において資本金が5億円以上になると、SPC自体が会社法監査の対象となる可能性があり、思わぬ事務コストが生じる可能性があります。

#### ② 対象会社株式の取得価額に含める費用について

法人税法上の有価証券の取得価額は、購入対価に、「購入手数料その他有価証券の購入のために要した費用」を加算した額であるとされています。例えば、対象会社のデューデリジェンス(DD)を行った場合のDD費用について有価証券の取得価額に含めるべきであるか否かが実務上問題となることが多いため、留意が必要です。(詳細は、[Transaction M&A News「有価証券の取得に係る財務調査費用」\(2017年9月号\)](#)をご参照ください。)

#### ③ SPCと対象会社の適格合併に伴う繰越欠損金の制限と特定資産譲渡等損失の制限について

SPCと対象会社の合併が50%超の支配関係がある法人間での合併であり、支配関係が合併法人の合併事業年度開始日の5年前の日後に生じており、また、SPCが単なる持株会社であるとすればみなし共同事業要件を充足することが難しいため、SPC及び対象会社のそれぞれの支配関係発生前に有していた一定の繰越欠損金について制限を受ける可能性が生じます<sup>3</sup>。また、SPCが対象会社から合併により移転した資産について、一定期間にわたり譲渡等損失の制限を受ける可能性が生じます<sup>4</sup>。(なお、支配関係事業年度の直前事業年度末における時価純資産価額が簿価純資産価額以上である場合には、繰越欠損金の制限、特定資産譲渡等損失の制限の適用を受けないという特例がありますので<sup>5</sup>、特例の検討は別途必要となります。)

<sup>1</sup> 地方税法72条の2第1項1号イ

<sup>2</sup> 租税特別措置法42条の3の2第1項、法人税法66条2項、6項、法人税法67条

<sup>3</sup> 法人税法57条3項、4項、法人税法施行令112条3項、10項

<sup>4</sup> 法人税法62条の7

<sup>5</sup> 法人税法施行令113条、法人税法施行令123条の9

④ SPC が欠損等法人に該当する場合について

他の者によって支配された欠損等法人の税務上の欠損金の繰越の不適用制度が設けられており、制度概要は、法人が他の者に発行済株式の過半数を保有された日（以下「特定支配日」という）の属する事業年度において、当該特定支配事業年度前の各事業年度で生じた欠損金額又は評価損資産を有するもの（以下「欠損等法人」という）が、その支配日以後 5 年を経過した日の前日までに「一定の事由」に該当する場合には、その該当する日（以下「該当日」という）の属する事業年度（以下「適用事業年度」という）以後の各事業年度においては、その適用事業年度前の各事業年度で生じた欠損金額の繰越控除を認めないというものです<sup>6</sup>。上記（想定スキーム）の設例にある通り、買収企業が 100%の金銭出資により SPC を設立する前提であれば SPC の「特定支配事業年度」前の事業年度は存在しないことになり、上記欠損等法人の特例は適用されません。

しかし、買収企業が既存の SPC を購入して利用する場合には、SPC の直前事業年度において税務上の欠損金を有している場合があります、その場合 SPC 自体が欠損等法人に該当する可能性が生じると考えます。また、SPC は、株式を取得するためだけに存在する持株会社であり、対象会社との合併により事業を開始する場合、SPC は、「一定の事由」に該当し、その結果、その合併前事業年度において有する繰越欠損金は、当該合併の日の属する事業年度以後においては損金算入することができなくなります。また、欠損等法人が合併法人となる適格合併に係る被合併法人の有する欠損金額については原則として未処理欠損金額の引継ぎの規定は適用されません<sup>7</sup>。よって、SPC 自体が有する繰越欠損金のみではなく、被合併法人の繰越欠損金についても引継ぎ利用ができなくなる可能性があるため慎重な税務上の検討が必要です。

---

<sup>6</sup> 法人税法 57 条の 2

<sup>7</sup> 法人税法 57 条の 2 第 2 項 1 号、2 号

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話：03-5251-2400(代表)

Email: [pwccjapan.taxpr@jp.pwc.com](mailto:pwccjapan.taxpr@jp.pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

#### パートナー

小野寺 美恵

03-5251-2791

[mie.onodera@pwc.com](mailto:mie.onodera@pwc.com)

#### パートナー

山岸 哲也

03-5251-2460

[tetsuya.t.yamagishi@pwc.com](mailto:tetsuya.t.yamagishi@pwc.com)

#### シニアマネージャー

鈴木 秀和

080-3452-9135

[hidekazu.suzuki@pwc.com](mailto:hidekazu.suzuki@pwc.com)

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 620 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 236,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2017 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) をご覧ください。